～経済的に不安のある方に、安心して治療を受けていただくために～

無料低額診療事業のご案内

無料低額診療事業とは・・・・

社会福祉法第 2 条 3 項に基いて、経済的理由により医療機関を受診することが困難な方々に対して、安心して医療を受けていただくため、窓口負担を無料あるいは低額で診療を行う事業です。



医療法人社団　勝賀

かつが整形外科クリニック

無料低額診療事業の流れ

初期相談

お話を伺います。無料低額診療事業の概要、申請から認定までの今後の流れ、注意点などをご案内します。

無料低額診療事業の申請をされる際は、申請書をお渡しします。

申請書類の準備

申請に必要な書類を準備していただきます。申請に必要な書類は4種類あります。

① 診療費減免申込書
② 住民票（家族構成を明らかにします）
③ 所得証明書など収入が証明できるもの
④ 健康保険証

認定相談

準備した4種類の書類と印鑑（シャチハタは除きます）を持って、事前に約束していた日時にお越しください。※この日が申請日となります。

院内での審査

申請書類や相談内容を基に、審査を行います。原則として2週間以内に審査結果がでます。審査結果が出た際は、速やかにお知らせをします。

Q：無料低額診療事業を利用するには審査が必要とのことですが、審査基準はどの様になっていますか？

A:審査基準は、同居家族全員での生活保護基準を基にしています。生活保護基準の 100%未満は医療費自己負担が無料に、100%～130%未満の方は医療費自己負担額の半額または医療費の 10%の、いずれか高額に当たる金額を免除します。同居家族全員での審査となりますので、仮に同じ収入の方でも、同居家族の人数によって承認・不承認が異なる場合があります。

Q：無料低額診療事業は、いつまでも受ける事ができるのでしょうか？

A：いいえ、いつまでも受ける事はできません。原則 3 ヶ月となっています。3 ヶ月の内に、生活保護やその他の制度を活用するように相談を行っていきましょう。

Q:経済的に厳しいのですが、無料低額診療事業が承認されなかった場合は、診療は受けられないのですか？

A：承認とならなかった場合は、通常の医療費が発生します。分割支払いなど、お支払い方法について、相談をお受け致します。

Q：無料低額診療事業が承認された場合、過去の医療費も対象となるのですか？

A：いいえ、無料低額診療事業の適用承認を受けた方で、申請を受け付けた日からが対象となります。

Q:同一世帯の家族が病気になったのですが、対象になりますか？

A：無料低額診療事業の適用は、世帯単位で行われます。同一世帯の方は対象となりますが、適用期限は延長されません。



～お問合せ先～

〒７６１－８０１２

香川県高松市香西本町 114-10

かつが整形外科クリニック

TEL:０８７－８３２－８８７７

FAX:０８７－８３２－８９１１

HP:http：//www.katsuga.com